

国立研究開発法人産業技術総合研究所旅費規程

制定 平成13年10月1日 13規程第42号

(13規程第6号の全部改正)

最終改正 令和5年12月14日 令05規程第28号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 国内旅費（第7条－第10条）
- 第3章 外国旅費（第11条－第15条）
- 第4章 赴任旅費（第16条－第19条）
- 第5章 雜則（第20条－第24条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の役員、職員、契約職員、研究所の業務を行う者であつて役員、職員及び契約職員以外の者（以下「役職員等」という。）並びに研究所以外の者（外国から招へいした者を除く。以下同じ。）が研究所の業務のために旅行する場合における旅費の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 旅行命令等 旅行命令又は旅行依頼をいう。
- 二 旅行命令権者 別に定める旅行命令等を行う者をいう。
- 三 国内旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 四 外国旅行 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 五 出張 役職員等が研究所の業務のため一時その勤務地（役職員等の就業の場所をいう。以下同じ。）を離れて旅行し、又は研究所以外の者が研究所の依頼を受けた業務のため一時その勤務地又は住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- 六 赴任 新たに採用された役員及び職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転勤を命ぜられた役員、職員及び理事長が認めた者がその転勤に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。
- 七 日帰出張 役職員等の出張のうち宿泊を伴わない日帰りの旅行をいう。
- 八 親族 役職員等又は研究所以外の者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

- 九 遺族 死亡した役職員等又は研究所以外の者の親族及び役職員等又は研究所以外の者の死亡当時当該者と生計を一にしていた者をいう。
- 十 扶養親族 役職員等の親族であって、主として当該役職員等の収入によって生計を維持している者をいう。
- 十一 旅行者 旅行命令等を受けて旅行する若しくは旅行した役職員等若しくは研究所以外の者又は第4条第3項により旅費を支給され旅行する若しくは旅行した親族若しくは遺族をいう。
- 2 この規程において「何級」という場合には、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（17規程第6号。以下「職員給与規程」という。）第11条に定めるもの（上級執行役員及び執行役員を除く。）をいう。ただし、職員給与規程に定めのない役職員等（役員、上級執行役員及び執行役員を除く。）については、別に定めるところにより、当該者の職務の級を格付けするものとする。
- 3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（東京都の特別区は、23区を一つとする。）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域又は国をいうものとする。

（役員相当職）

第2条の2 この規程において、次に掲げる者については、役員相当職とみなすものとする。

- 一 上級執行役員
- 二 執行役員

（旅行命令等）

第3条 旅行命令権者は、研究所の業務上必要と認める場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 2 旅行命令権者は、自らその必要性を認める場合又は旅行者から研究所の業務上の必要、天災その他やむを得ない事情による変更の申請があった場合には、既に発した旅行命令等を変更することができる。
- 3 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、旅行日、目的及び旅行先を記録しなければならない。

（旅費の支給）

第4条 旅行命令等を受けて役職員等が出張した場合又は赴任した場合には、当該役職員等に対して旅費を支給する。この場合において、旅費の全部又は一部を、研究所が委託した者により、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等に相当する額を切符、乗車券等に代えて、支給することができる。

- 2 研究所の依頼に応じて旅行命令等を受けて研究所以外の者が業務を遂行するため旅行した場合には、当該者に対して旅費を支給する。
- 3 役職員等又は研究所以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。
- 一 役職員等又は研究所以外の者が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該旅行者の遺族

二 役職員等又は研究所以外の者が出張中に研究所の業務のため負傷し、又は疾病にかかり、療養又は帰任のため親族の看護を必要とする場合 当該旅行者の親族

- 4 この規程により旅費の支給を受けることのできる者がその出発前に旅行命令等を変更され、取り消され、又は死亡した場合において、当該出張のため既に支出した金額があるときは、その者に対しその金額のうち損失となった金額を旅費として支給することができる。
- 5 この規程により旅費の支給を受けることのできる者が旅行中交通機関の事故、天災その他自己の責に帰さない事由により概算払を受けた旅費の全部又は一部を喪失した場合は、その者に対しその喪失した金額を支給することができる。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

- 2 旅費は、原則として、勤務地を発着地として計算する。
- 3 旅行者の住所又は居所が出張経路上にある場合であって、その住所又は居所から旅行する場合には、旅費は、その旅行の実際に要した額により計算する。
- 4 私事のため勤務地又は出張地以外の地に滞在する旅行者がその滞在地から直ちに旅行する場合には、旅費は、その滞在地から出張地まで又は勤務地から出張地までの旅費を比較し安価な額とし、これによらない場合の旅費は、旅費規程実施要領（19要領第64号）第6条の2による。
- 5 研究所以外の者に対して支給する旅費は、用務の内容、旅行の依頼を受けた者の学識、経験、年齢、社会的地位等を考慮し、第2条第2項の規定により、その者を役員又は同等と認められる職員の職務の級に格付けして、計算するものとする。

(旅費の計算の特例)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、理事長は、研究所の業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があると認める場合には、実際に要した旅費を支給することができる。

- 2 理事長は、前項の理事長の権限を、別に定めるところにより、理事長が指名する者に委任することができる。

(旅費の請求及び精算手続等)

第6条 旅費の支給を受けようとする旅行者又は概算払による旅費の支給を受けた旅行者であって、その旅費の精算をしようとする旅行者は、別に定める旅費の計算に必要な書類を旅費担当に提出しなければならない。

- 2 概算払により旅費の支給を受けた旅行者は、出張が完了した日の翌日から起算して2週間（やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を受けたときは、その承認を受けた期間）以内に、その旅行の旅費を精算しなければならない。

第2章 国内旅費

(国内旅費の項目)

第7条 国内旅行の旅費（以下「国内旅費」という。）は、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等、日当、宿泊料及び食卓料とする。ただし、日帰出張の旅費は、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等とする。

(鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等)

第8条 国内旅費のうち鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等の額は、別表第1の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分に応じ、それぞれ同表の役員欄、職員（4級以上）欄又は職員（3級以下）欄に掲げる額とする。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第9条 国内旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2の役職員の区分欄に掲げる役員又は職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の日当欄、宿泊料欄及び食卓料欄に掲げる額とする。

- 2 水路又は空路の旅行において、研究所の業務上の必要、天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合には、増加した日数分の日当及び宿泊料を支給する。
- 3 鉄道運賃を支給する場合であって、車中泊となるときは、宿泊料を支給する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、食卓料を支給する。
 - 一 船舶運賃又は航空運賃のほかに、食費を要する場合
 - 二 船舶運賃又は航空運賃を要しないが、食費を要する場合
 - 三 鉄道運賃、船舶運賃又は航空運賃に宿泊料金が含まれているが、その料金に食費相当分が含まれていない場合
 - 四 旅行者が公設の宿泊施設等を利用した場合であって、食費を要する場合

(日当及び宿泊料の減額)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額を日当の額及び宿泊料の額から減額した額を日当及び宿泊料として支給する。

- 一 旅行者が国内の一の地域（第2条第3項に定める地域区分による地域をいう。以下この条において同じ。）に到着した日の翌日から起算して30日を超える60日までの期間（滞在中に一時他の地域に出張したときは、その日数を除く。）その地域に滞在する場合 次に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 日当 日当の額の10分の1に相当する額
 - ロ 宿泊料 宿泊料の額の10分の1に相当する額
 - 二 旅行者が国内の一の地域に到着した日の翌日から起算して60日を超える期間（滞在中に一時他の地域に出張したときは、その日数を除く。）その地域に滞在する場合 次に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 日当 日当の額の10分の2に相当する額
 - ロ 宿泊料 宿泊料の額の10分の2に相当する額
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、旅行者が公設の宿泊施設等を利用した場合には、宿泊料を支給しない、又は別に定める額を宿泊料の額から減額した額を宿泊料として支給する。

第3章 外国旅費

(外国旅費の項目)

第11条 外国旅行の旅費（以下「外国旅費」という。）は、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とする。

(鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等)

第12条 外国旅費のうち鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等の額は、別表第3の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分に応じ、それぞれ同表の役員欄、職員（4級以上）欄又は職員（3級以下）欄に掲げる額とする。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第13条 外国旅費のうち日当、指定都市（別に定める都市をいう。以下同じ。）の宿泊料及び指定都市以外の地域の宿泊料並びに食卓料の額は、別表第4の役職員の区分欄に掲げる役員又は職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の日当欄、宿泊料欄、食卓料欄に掲げる額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、鉄道の寝台料金が支給される場合の宿泊料の額は、別表第4に定める宿泊料の額の10分の7に相当する額とする。
- 3 水路又は空路の旅行において、研究所の業務上の必要、天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合には、増加した日数分の日当及び宿泊料を支給する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、食卓料を支給する。
 - 一 船舶運賃又は航空運賃のほかに、食費を要する場合
 - 二 船舶運賃又は航空運賃を要しないが、食費を要する場合
 - 三 鉄道運賃、船舶運賃又は航空運賃に宿泊料金は含まれているが、その料金に食費相当分が含まれていない場合

(日当及び宿泊料の減額)

第14条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額を日当の額及び宿泊料の額から減額した額を日当及び宿泊料として支給する。

- 一 旅行者が外国の一の地域（第2条第4項に定める地域区分による地域をいう。以下この条において同じ。）に到着した日の翌日から起算して30日を超える60日までの期間（滞在中に一時他の地域に出張したときは、その日数を除く。）その地域に滞在する場合 次に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 日当 日当の額の10分の1に相当する額の範囲内の額
 - ロ 宿泊料 宿泊料の額の10分の1に相当する額の範囲内の額
- 二 旅行者が外国の一の地域に到着した日の翌日から起算して60日を超える期間（滞在中に一時他の地域に出張したときは、その日数を除く。）その地域に滞在する場合 次に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 日当 日当の額の10分の2に相当する額の範囲内の額
 - ロ 宿泊料 宿泊料の額の10分の2に相当する額の範囲内の額

(旅行雑費)

第15条 旅行雑費の額は、実際に要した額とする。

第4章 赴任旅費

(赴任旅費の項目)

第16条 赴任の旅費（以下「赴任旅費」という。）は、国内旅費又は外国旅費並びに移転料、

着後手当及び扶養親族移転料とする。ただし、宿泊を伴わない移転の場合には、国内旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料は支給しない。

(移転料)

第17条 移転料は、別に定める移転料の費用等の実際に要した額を合計した額とする。ただし、外国旅行による赴任の場合には、その合計額が移転のキロ数に応じて別表第5に定める上限額を超える場合にあってはその上限額、同表に定める下限額を下回った場合にあってはその下限額とする。

- 2 外国旅行による赴任の際、扶養親族を移転しない場合の移転料の上限額及び下限額は、それぞれ別表第5に定める上限額の2分の1に相当する額及び同表に定める下限額の2分の1に相当する額とする。
- 3 外国旅行による赴任の際の移転料のキロ数は、次に掲げる経路の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるキロ数とする。
 - 一 鉄道又は陸路 その営業キロ数
 - 二 水路 海上保安庁が定める距離表のキロ数
 - 三 空路 鉄道、陸路及び水路を利用したものとして計算したキロ数

(着後手当)

第18条 本邦内における赴任又は外国から本邦の勤務地へ赴任した場合の着後手当の額は、別表第2に定める日当の額5日分と同表に定める宿泊料の額5夜分を合計した額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 新勤務地に到着した後直ちに公設宿舎又は自宅に入居する場合 別表第2に定める日当の額2日分と同表に定める宿泊料の額2夜分を合計した額
 - 二 赴任に伴う移転のキロ数が50キロメートル未満の場合 別表第2に定める日当の額3日分と同表に定める宿泊料の額3夜分を合計した額
 - 三 赴任に伴う移転のキロ数が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合 別表第2に定める日当の額4日分と同表に定める宿泊料の額4夜分を合計した額
- 2 外国における赴任又は本邦から外国の勤務地へ赴任した場合の着後手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 赴任した勤務地が指定都市の場合 別表第4に定める日当の額10日分と同表に定める指定都市の宿泊料の額10夜分を合計した額
 - 二 赴任した勤務地が指定都市以外の地域の場合 別表第4に定める日当の額10日分と同表に定める指定都市以外の地域の宿泊料の額10夜分を合計した額

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、役員又は職員が赴任する場合において、扶養親族（赴任を命ぜられた日に親族である者であって、移転する日に扶養親族である者を含む。以下この条において同じ。）を旧勤務地から新勤務地まで移転するときに、その移転する扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、その役員又は職員に対して支給される赴任旅費の項目ごとの金額を基準として、別表第6（外国旅行による赴任の場合には、別表第7）に定める支給割合等により計算した支給項目ごとの額を合計した額とする。ただし、扶養親族移

転料の各支給項目の計算の過程において、1円未満の端数が生じたときは、それぞれの項目において切り捨てるものとする。

第5章 雜則

(旅費の調整等)

第20条 旅行命令権者は、旅行の性質上又は特別の事情によりこの規程による旅費を旅行者に対して支給した場合には、その旅費の額が旅行の実費を不当に超える額の旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その旅行者に対してその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない旅費を支給しないことができる。

- 2 旅費の全額が研究所以外のものから旅行者に対して支給される場合には、その旅行者に対して旅費は支給しない。
- 3 旅費の一部が研究所以外のものから旅行者に対して支給される場合には、その旅行者に対してこの規程により支給されるべき旅費の額から研究所以外のものから支給される旅費の額を減額した額を支給する。
- 4 職員の職務の級が溯って発令された場合には、その職員が発令日の日付以降に行った旅行に対して既に支給された旅費について、その発令に伴う旅費の増額又は減額は行わない。

(死亡手当)

第21条 旅行者が出張中又は赴任のための旅行中に死亡した場合は、その遺族に対して死亡手当を支給する。ただし、研究所が費用を負担する旅行傷害保険から死亡手当が支給される場合はこの限りではない。

- 2 死亡手当の額は、別表第8の役職員の区分欄に掲げる役員又は職員の職務の級の区分に応じ、国内旅行にあっては同表の国内旅行欄に掲げる額、外国旅行にあっては同表の外国旅行欄に掲げる額とする。

(傷病手当)

第22条 旅行者が出張中に研究所の業務のため負傷し、又は疾病にかかり療養又は帰任のため親族の看護を必要とする場合であって、特に理事長が必要と認めたときは、旅行者に対して、傷病手当を支給する。ただし、研究所が費用を負担する旅行傷害保険から傷病手当が支給される場合はこの限りではない。

- 2 傷病手当の額は、別表第9の役職員の区分欄に掲げる役員又は職員の職務の級の区分に応じ、国内旅行にあっては同表の国内旅行欄に掲げる額、外国旅行にあっては同表の外国旅行欄に掲げる額の範囲で理事長が必要と認める額とする。

(旅費の特例)

第23条 理事長は、職員又は契約職員に労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項に該当する事由がある場合であって、この規程により旅費の支給ができないとき又はこの規程により支給する旅費が同項による旅費若しくは費用に満たないときは、その職員又は契約職員に対してその旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第24条 この規程の実施のために必要な事項は、別に定める。

附 則（13規程第42号・全部改正）

この規程は、平成13年10月1日から実施する。

附 則（13規程第58号・一部改正）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から実施する。
- 2 改正後の規定は、平成14年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（15規程第25号・一部改正）

この規程は、平成15年11月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所旅費規程第12条の規定は、平成13年10月1日から適用する。

附 則（15規程第33号・一部改正）

この規程は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（15規程第45号・一部改正）

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（16規程第8号・一部改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（16規程第18号・一部改正）

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（16規程第25号・一部改正）

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（17規程第12号・一部改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（17規程第54号・一部改正）

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（18規程第12号・一部改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（18規程第13号・一部改正）

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（18規程第43号・一部改正）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（18規程第58号・一部改正）

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（19規程第9号・一部改正）

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（19規程第52号・一部改正）

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（22規程第28号・一部改正）

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（26規程第21号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26規程第61号・一部改正）

この規程は、平成26年11月15日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（29規程第42号・一部改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第3号・一部改正）

この規程は、令和3年5月14日から施行する。

附 則（令04規程第49号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令05規程第28号・一部改正）

(施行期日)

1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

(移転料の経過措置)

2 赴任の発令の日が令和5年12月1日から令和6年2月1日までの間である場合の移転料については、この規程による改正前の移転料の規定に基づき計算した額と改正後の移転料の規定に基づき計算した額のうち、いずれか高い額を支給できるものとする。

別表第1（第8条関係）

国内旅費（鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等）

運賃及び階級	役員	職員（4級以上）	職員（3級以下）
鉄道運賃	利用に要する運賃		
	特別急行料金・急行料金		
	座席指定料金		
	グリーン料金※		
船舶運賃	3階級	上級の運賃	中級の運賃
	2階級	上級の運賃	
	階級なし	利用に要する運賃	
		特別船室料金	
		座席指定料金	
		寝台料金	
航空運賃	3等級以上	最上級の直近下位の級の運賃※	エコノミークラス相当の運賃
	2階級	上級の運賃	下級の運賃
	階級なし	利用に要する運賃	
	バス運賃等	利用に要する運賃	

※ 理事長又は副理事長が、国務大臣、副大臣等政府高官に随行する場合は、最上級の運賃を利用可能。また、理事長の旅行で特別な理由がある場合は、最上級の運賃を利用可能。

別表第2（第9条第1項及び第18条第1項関係）

国内旅費（日当、宿泊料及び食卓料）

(円)

役職員の区分	日 当	宿泊料	食卓料
役員	3,000	14,000	3,000
職員（4級以上）	2,600	12,400	2,600
職員（3級以下）	2,200	10,400	2,200

別表第3（第12条関係）

外国旅費（鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等）

運賃及び階級		役員	職員（4級以上）	職員（3級以下）
鉄道運賃	3階級以上	最上級の運賃		最上級の直近下位の級の運賃
	2階級	上級の運賃		
	階級なし	利用に要する運賃		
		急行料金		
		寝台料金		
		座席指定料金		
船舶運賃	3階級以上	最上級の運賃	最上級の直近下位の級の運賃	左の直近下位の級の運賃
	2階級	上級の運賃		下級の運賃
	階級なし	利用に要する運賃		
		特別船室料金		
航空運賃	3階級以上	ビジネスクラス相当の運賃※	エコノミークラス相当の運賃	
	2階級	上級の運賃	下級の運賃	
	階級なし	利用に要する運賃		
	バス運賃等	利用に要する運賃		

※ 理事長又は副理事長が、国務大臣、副大臣等政府高官に随行する場合は、ファーストクラスを利用可能。また、理事長の旅行で特別な理由がある場合は、ファーストクラスを利用可能。

別表第4（第13条第1項及び第2項並びに第18条第2項関係）

外国旅費（日当、宿泊料及び食卓料）

(円)

役職員の区分	日 当	宿 泊 料		食 卓 料
		指定都市	指定都市以外の地域	
役員	7,000	25,700	25,000	7,000
職員 (4級以上)	6,000	22,500	18,000	6,000
職員 (3級以下)	5,000	19,300	16,000	5,000

別表第5（第17条第1項及び第2項関係）

赴任旅費（外国旅行による赴任の場合の移転料）

(円)

区分	限度額	鉄道 100km 未満	鉄道 100km 以上	鉄道 500km 未満	鉄道 1000km 以上	鉄道 1500km 未満	鉄道 2000km 以上	鉄道 5000km 未満	鉄道 10000km 未満
役員	上限額	240,000	280,000	360,000	430,000	520,000	620,000	670,000	720,000
	下限額	60,000	100,000	180,000	250,000	340,000	440,000	490,000	540,000
職員 (4級以上)	上限額	240,000	280,000	360,000	430,000	520,000	620,000	670,000	720,000
	下限額	60,000	100,000	180,000	250,000	340,000	440,000	490,000	540,000
職員 (3級以下)	上限額	210,000	250,000	320,000	370,000	440,000	520,000	570,000	610,000
	下限額	30,000	70,000	140,000	190,000	260,000	340,000	390,000	430,000

区分	限度額	鉄道 15000km 以上 20000km 未満	鉄道 20000km 以上
役員	上限額	780,000	830,000
	下限額	600,000	650,000
職員 (4級以上)	上限額	780,000	830,000
	下限額	600,000	650,000
職員 (3級以下)	上限額	650,000	700,000
	下限額	470,000	520,000

(備考) 陸路の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもって鉄道の1キロメートルとみなす。

別表第6（第19条関係）

赴任旅費（国内旅行による赴任の場合の扶養親族移転料）

支 給 項 目	12歳以上（小 学 生 を 除 く。）	12歳未満 6歳 以上（小学生 のみ。）	6歳未満 1歳以上		1歳未満
			2人目まで	3人目以降	
鉄道運賃	全 額	2分の1	支給なし	支給なし	支給なし
船舶運賃	全 額	2分の1	支給なし	2分の1	支給なし
航空運賃	全 額	2分の1	2分の1	2分の1	支給なし
バス運賃等	全 額	2分の1	支給なし	2分の1	支給なし
日 当	3分の2	3分の1	3分の1	3分の1	3分の1
宿 泊 料	3分の2	3分の1	3分の1	3分の1	3分の1
食 卓 料	3分の2	3分の1	3分の1	3分の1	3分の1
着後手当	3分の2	3分の1	3分の1	3分の1	3分の1

別表第7（第19条関係）

赴任旅費（外国旅行による赴任の場合の扶養親族移転料）

支 給 項 目	配 偶 者	12歳以上の子 (小学生を除く。)	12歳未満の子 (小学生以下)
鉄道運賃	全 額	全 額	2分の1
船舶運賃	全 額	全 額	2分の1
航空運賃	全 額	全 額	2分の1
バス運賃等	全 額	全 額	2分の1
旅行雑費	全 額	全 額	2分の1
日 当	3分の2	3分の2	3分の1
宿 泊 料	3分の2	3分の2	3分の1
食 卓 料	3分の2	3分の2	3分の1
着後手当	3分の2	3分の2	3分の1

別表第8（第21条第2項関係）

死　亡　手　当

(円)

役職員の区分	外国旅行	国内旅行
役　員	640,000	320,000
職員（4級以上）	520,000	260,000
職員（3級以下）	460,000	230,000

別表第9（第22条第2項関係）

傷　病　手　当

(円)

役職員の区分	外国旅行	国内旅行
役　員	320,000 以内	160,000 以内
職員（4級以上）	260,000 以内	130,000 以内
職員（3級以下）	230,000 以内	115,000 以内